

たつの市民生活応援商品券 取扱店 募集要項

【商品券担当窓口：たつの市産業部商工振興課】

※今回の商品券事業は、担当窓口が右図のとおり
令和7年度と異なりますのでご注意ください。

担当窓口	実施年度	場 所
商工振興課	令和8年度（今回）	本館3階

物価高騰が続く中で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担の軽減及び地域経済の活性化のため、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全市民を対象に、「たつの市民生活応援商品券」を令和8年4月6日から配布します。

1 商品券の概要について

(1) 名 称 たつの市民生活応援商品券

(2) 発行主体 たつの市

(3) 発行冊数 72,000冊（見込）

(4) 商品券

① 商品券 10,000円分（500円券×20枚綴りで1冊）

② 1枚の券面金額は500円で、特定取引500円（税込）毎に1枚使用可能

なお、お釣りはできませんので、500円未満の特定取引には使用できません。

また、支払いに際して端数がある場合は現金等での対応となります。

※特定取引：物品の購入若しくは借り受け、又は役務の提供の対価の弁済手段としての取引

(5) 交付対象者 令和8年1月31日時点で、たつの市住民基本台帳に登録されている方

※市民1人1冊

(6) 使用期間 令和8年4月6日（月） ～ 令和8年9月30日（水）

(7) 商品券の利用対象にならないもの

※消費者へ直接提供できる商品・サービス等とし、以下のような場合は利用できませんので登録申請の際はご注意ください。

① 換金性・投機性の高いもの、商品券の使用期間内に消費されない可能性のあるもの

（商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券・旅行券等の各種商品券・印紙・切手・プリペイドカード等）

② 出資や債務の支払い（有価証券等の個人による出資、税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

③ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

④ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ（紙巻たばこ、加熱式たばこ）

- ⑤ 医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む。）
- ⑥ 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑦ その他公序良俗に反する取引等、当該商品券の発行趣旨にそぐわないもの

2 取扱店登録申請方法について

(1) 登録店

商品券取扱店として登録できる者は、市内及び播磨科学公園都市に店舗を有する者としします。
ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は登録できません。

- ① 暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
- ② その他たつの市長が不適当と認める者

(2) 募集期限 令和8年2月27日（金）まで

募集期限以後も随時、取扱店を募集します。

ただし、取扱店一覧チラシには、この募集期限に登録いただいた店舗のみの掲載となります。
また、掲載内容については、「たつの市民生活応援商品券取扱店登録申請書」にご記入いただいた内容にて、地区別の五十音順で掲載します。

なお、期限後に登録していただいた店舗を含めたすべての店舗については、随時、たつの市ホームページに掲載します。

(3) 登録手続き

① 令和7年度「たつの市民生活応援プレミアム商品券」の取扱店

市から直接登録案内文書を送付します。案内文書を確認の上、お手続きをお願いいたします。

② 新規登録店（①以外）

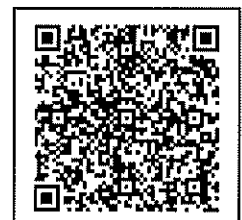
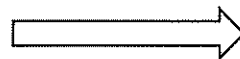
「たつの市民生活応援商品券取扱店登録申請書」に必要事項をご記入の上、たつの市商工振興課（商品券窓口）へ持参、郵送またはFAXにて提出してください。取扱店登録資格の確認を行い、後日、「たつの市民生活応援商品券取扱店登録認定書」を郵送にて交付します。

なお、申請書は、たつの市ホームページからダウンロードしてください。

◆たつの市ホームページ <https://www.city.tatsuno.lg.jp> から

「たつの市民生活応援商品券」で検索 又は

右のQRコードを読み取り



(4) 登録期間・登録内容の変更について

① 登録期間は、登録認定書の交付日から令和8年9月30日（水）まで

（なお、登録後の辞退はできません。）

② 登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに「たつの市民生活応援商品券取扱店変更登録申請書」をたつの市商工振興課まで提出してください。

(5) 申請時の注意事項

① 個別の店舗ごとに申し込んでください。

たつの市内及び播磨科学公園都市に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申請書を作成してください。

② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込みはできません。

個別のテナントごとに申請してください。

③ 受付は原則、月曜日から金曜日の8時30分～17時15分までです。ただし、祝日を除きます。

3 取扱店における厳守事項

(1) 商品券は、市内及び播磨科学公園都市での特定取引において利用可能です。

(2) 商品券の取扱は、取引金額（税込）に応じた商品券の受け取りをお願いします。

なお、商品券の利用金額（税込）に満たない場合は、受け取らないようお願いします。

◆取扱例

① 特定取引額：1,850円（税込）の場合、商品券は3枚利用可能

※商品券1枚：500円×3枚(=1,500円)+現金等350円

② 特定取引額：490円（税込）の場合、商品券の利用はできません。（お釣りは出ません。）

(3) 商品券には使用期間がありますので、使用期間以外には受け取らないでください。

【使用期間：令和8年4月6日（月）から令和8年9月30日（水）まで】

(4) 商品券の紛失及び盗難に対し、たつの市はその責務を負いません。

4 取扱店の責務等

(1) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを必ず確認してください。偽造防止の模様が、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに たつの市商工振興課まで報告してください。

なお、偽造商品券は換金できませんので、受け取りの際には注意してください。

(2) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を記入するとともに、商品券の裏面の「切り取り線」で、角を切り取ってください。

既に取扱店名の記入がある場合や角が切り取られている場合、受け取りを拒否してください。

(3) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における市内及び播磨科学公園都市での特定取引の対価として使用された商品券のみ換金可能です。

単なる換金目的の商品券は受け取らないでください。

(4) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

5 取扱店の取消等について

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の認定を取り消す場合があります。

また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

6 商品券の換金及び注意事項について

(1) 換金申請期間 令和8年4月10日（金）～令和8年10月30日（金）

※換金申請期間以後は無効となりますのでご注意ください。

(2) 換金について

【換金・精算の流れ】

① 取扱店は、換金請求書に必要事項を記入します。

なお、換金請求書は、ホームページからダウンロードすることができます。

② 取扱店は、換金請求書と使用済み商品券を取りまとめの上、下記のいずれかに持参してください。

◆ たつの市商工振興課・各総合支所地域振興課（8時30分から17時まで・土日祝除く）

◆ たつの市商工会（本所・新宮支所・御津支所）（9時から17時まで・土日祝除く）

※使用済み商品券の角（切り取り線）をハサミで切り落とし、かつ、商品券の裏に取扱店名を記載しているかを必ず確認の上、換金の手続きをしてください。

※受付後、不備等がなければ2～4週間程度で指定口座に振込みます。

※換金締切日から振込まで時間がかかります。取扱店の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

【たつの市民生活応援商品券の問合せ先】

〒679-4192 たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市産業部商工振興課（商品券担当）

TEL 0791-64-3036

FAX 0791-63-3784

E-mail shohinken@city.tatsuno.lg.jp